

新型コロナウイルス感染症に感染した 被保険者等に係る傷病手当金の延長について

新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の感染拡大防止のため緊急実施した国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金の支給対象期間を延長したので報告する。

1 支給対象期間

令和2年1月1日から令和3年12月31日までの対象期間を、令和4年3月31日まで延長する

2 対象者

被用者のうち、感染症に感染した者、または感染が疑われる者

3 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、給与の支払いが無いあるいは減額された場合（入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

4 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数

5 支給状況（令和3年12月28日現在）

	年度別	申請件数	支給件数	支給額
国民健康保険	令和2年度	26	24	1,231,326円
	令和3年度	49	49	2,624,419円
後期高齢者医療制度	令和2年度	2	2	295,243円
	令和3年度	0	0	0円

6 周知について

区広報紙（12月11日号）、区ホームページ、広域連合ホームページ（後期分のみ）

品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則に規定する規則で定める日を定める規則（令和3年品川区規則第27号）新旧対照表

新	旧
<p>品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年品川区条例第15号）付則に規定する規則で定める日は、<u>令和4年3月31日</u>とする。</p> <p><u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>品川区国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年品川区条例第15号）付則に規定する規則で定める日は、<u>令和3年12月31日</u>とする。</p>